
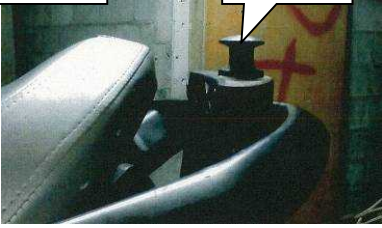


## 船舶事故調査報告書

平成27年12月10日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	同乗者負傷
発生日時	平成26年9月3日 14時40分ごろ
発生場所	沖縄県本部町瀬底島瀬底ビーチ地先 渡久地港本部防波堤灯台から真方位297° 2,340m付近 （概位 北緯26°39.05′ 東経127°51.35′）
事故調査の経過	平成26年9月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ MAI、0.1トン 296-24987 沖縄、個人所有 2.83m (Lr) × 1.09m × 0.48m、FRP ガソリン機関、96.40kW、平成23年9月
乗組員等に関する情報	船長 男性 40歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成23年9月26日 免許証交付日 平成26年8月28日 （平成28年9月25日まで有効） 同乗者A 女性 20歳
死傷者等	重傷 1人（同乗者A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、観光客である同乗者Aほか1人（以下「同乗者B」という。）を座席シートの中央部及び最後部にそれぞれ乗せ、3人共に救命胴衣を着用し、平成26年9月3日14時30分ごろ、瀬底ビーチを瀬底大橋に向けて発進し、遊走を開始した。 船長は、瀬底大橋を通過して反転し、瀬底ビーチ沖において、スラローム及び右旋回をした後に同ビーチに帰ろうとして左旋回を始めたところ、14時40分ごろ、座席シートの中央部に乗って船長の体に両腕を回していた同乗者Aの手が離れたので、同乗者2人が落水したと思った。 船長は、左方を見たところ、落水した同乗者B及び左脚を座席シートの後端とトーイングポール（ウェイクボード等をえい航する際、え

	<p>い航索の角度を上向きにするためのポール。)の先端との間に挟まれて右舷側に落水しかけた同乗者Aを認めた。</p> <p>船長は、本船を止め、同乗者Aの身体を支えながら左脚を持ち上げて外し、座席シートの中央部に横向きに座らせ、泳ぎ着いた同乗者Bが最後部に座り、ゆっくりとした速力で瀬底ビーチに向かった。</p> <p>同乗者Aは、救急車で病院に搬送され、左下腿裂傷<sup>かたい</sup>などと診断されて入院した。</p> <p>(写真1、写真2参照)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真1 本船</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真2 トーイングポール（収納時）</p> </div> </div> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北東、風速 約2m/s、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>トーイングポールは、全長約30cmの2段式であり、上段のポール（FRP製）を下段のポール（アルミ製）内に収納し、乗り降りに支障のない長さに縮めることができる仕様であったが、本事故当時、上段のポールを所定位置に収納することができず、先端の円盤状の端止め部分は、座席シートの上面から2cmほど上に出た状態であった。</p> <p>船長は、本船を購入して約1年でトーイングポールに不具合が生じたことから、販売業者に無償での修理を申し入れたが断られ、また、航行に支障がなかったので修理をしなかった。</p> <p>船長は、マリンスポーツを体験させる会社と約3年前から日雇契約をして夏場の繁忙期には、ほぼ連日、観光客等を本船に乗せて遊走していた。</p> <p>船長は、同乗者2人に対して航行中の身体の支え方、バランスのとり方、落水した際の対処方法などについて説明した後、ゆっくりとした速力で旋回及びスラロームを行い、バランスのとり方を体験させてから遊走に出発した。</p> <p>船長は、スラローム、右旋回及び左旋回をする際、同乗者2人に声を掛けていなかった。</p> <p>船長は、水上オートバイの操縦経験が約10年であった。</p> <p>同乗者2人は、水着を着用していた。</p> <p>同乗者Aは、水上オートバイに乗るのは本事故当日が初めてであった。</p>

	本船の最大搭載人員は、3人であった。
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、瀬底ビーチ沖において遊走中、船長がトーイングポールの上段のポールを所定位置に収納することができない不具合を修理しなかったことから、同乗者Aが旋回中に後部座席から落水しかけた際、左脚を座席シートの後端及びトーイングポールの先端との間に挟まれて負傷したものと考えられる。 船長は、トーイングポールの不具合が航行の支障にならなかったことから、修理をしなかったものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、本船が、瀬底ビーチ沖において遊走中、船長がトーイングポールの不具合を修理しなかったため、同乗者Aが旋回中に後部座席から落水しかけた際、左脚を座席シートの後端及びトーイングポールの先端との間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・不具合箇所の修理等を行うこと。

付図1 事故発生場所概略図

